

化学物質安全対策部会について（化審法）

〔 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の新規対象物質を
化審法第一種特定化学物質に指定することについて 〕

1. 背景

- (1) ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）第9回締約国会議（COP9、平成31年4月末～令和元年5月頭）において、同条約の附属書Aに追加することが決定され、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）」においても、POPs条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会（以下「POPRC」という。）での検討を踏まえて、令和元年10月2日の化学物質安全対策部会にて、第一種特定化学物質に指定することについて審議した。この審議結果を踏まえ、化審法政令改正に向けた準備を進めていたが、①PFOA関連物質の政令指定名称案にはPFOAに分解すると考えられない物質が含まれていることが判明したこと、また、②条約事務局からPFOA関連物質として各国で規制する具体的な物質は各国の判断によるとの回答を得たことから、POPs条約上でPFOA関連物質に相当する物質群の定義について見直すこととした。
- (2) 定義の見直しに当たっては、平成29年10月のPOPRC第13回会合で作成されたPFOAとその塩及びPFOA関連物質の具体的な対象物質について各国の理解を深めるための例示的なリスト（以下「例示的リスト」という。）を参照し、例示的リストに掲載されている174物質のうち、PFOAの異性体及び自然界でPFOAに分解すると思われる物質群をPFOA関連物質として同定し、56物質群として整理した。令和3年11月14日の化学物質安全対策部会においては、当該56物質群をPOPsとしての要件を満たす物質として第一種特定化学物質に指定することについて再度審議した。
- (3) これを踏まえ、化審法政令改正に向けた準備を進めている過程で、令和4年1月のPOPRC第17回会合において、第13回会合の例示的リストから181物質を追加し、2物質を削除した例示的リストの改訂案が検討され、令和5年3月に改訂版の例示的リストが条約のウェブサイト公開された。さらに、令和5年10月に開催されたPOPRC第19回会合においては、改訂版の例示的リストから22物質を追加し、39物質を削除した例示的リストの更なる改訂案が示されている。例示的リストから削除された物質群はPFOAに分解しないと認められた物質群である一方で、令和3年11月14日の化学物質安全対策部会で第一種特定化学物質として了承された56物質群には該当する。

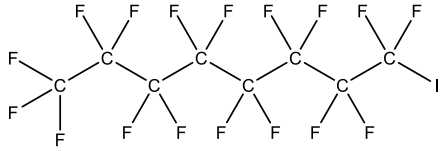
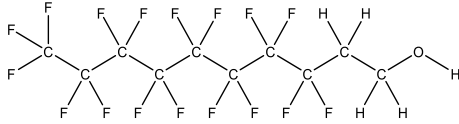
このような状況を踏まえ、改めてPOPs条約上でPFOA関連物質に相当する物質群の定義について見直すこととし、また、PFOA関連物質の例示的リストの変更があ

っても、それに該当するPF0A関連物質を機動的に第一種特定化学物質として指定できる仕組みについて、令和6年2月15日の化学物質物質安全対策部会にて審議した。

2. 化審法による対応

- (1) POPs 条約における定義に倣い、PF0A の異性体は PF0A 関連物質には含めず、「PF0A 若しくはその異性体又はこれらの塩」として PF0A と同一の号に第一種特定化学物質として指定する。
- (2) PF0A 関連物質に相当する物質群のうち、化審法において例外的に使用できる用途を設ける必要がある別表に掲げる2物質（No. 2の(1)及び(2)）については物質の構造が特定されていることから、PF0A 関連物質として政令に規定する。その他の物質群については、例示的リストの変更があっても機動的に第一種特定化学物質として指定できるようにするため、別表No. 2の(3)の通り、POPs 条約における定義のとおり引用した PF0A 関連物質の外延として政令に規定し、具体的な物質群は省令において 別途指定する。
- (3) その他の PF0A 関連物質については、今後開催する審議会の意見等を聴いた上で、新設する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において具体的な物質群を指定することとした。なお、具体的な物質群については、POPRC の第 19 回会合で示された例示的リスト案に記載されている物質群の中から、以下のいずれかの要件を満たす物質群を指定する。
 - ①PF0A 又はその塩と化学反応を起こさせて得られる PF0A 誘導体（PF0A のエステル、酸ハロゲン化物、アミド又は酸無水物）
 - ②炭化水素基に直接結合した炭素数7のペルフルオロアルキル基を有する化合物（ペルフルオロオクタナール、炭素数9の γ - ω -ペルフルオロアルキル基を有する化合物など）
 - ③ 炭素、フッ素、塩素、臭素、硫黄以外の原子が結合したC8のペルフルオロアルキル基を有する化合物（炭素数8のペルフルオロアルキルヨージド、ビス（ペルフルオロオクチル）ホスフィン酸など）
 - ④8：2フルオロテロマー化合物及びその誘導体（8：2フルオロテロマーヨージド、8：2フルオロテロマーオレフィン、8：2フルオロテロマー脂肪酸など）

POPs条約の対象物質の追加に伴い化審法第一種特定化学物質に新たに追加指定する物質（PFOAの異性体及びPFOA関連物質に係る再変更案）

No.	化学物質名	CAS番号* (参考)	化審法官報 公示整理番号*
1	<p>ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩</p>	<p>90480-55-0 15166-06-0 90480-56-1 1882109-81-0 1882109-80-9 等</p>	<p>2-1176 2-1195 2-2659</p>
2	ペルフルオロオクタン酸関連物質		
(1)	<p>1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン（別名ペルフルオロオクチル=ヨージド）</p>  <p>(PF0Iの構造式)</p>	507-63-1	2-90
(2)	<p>3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール（別名8:2フルオロテロマーアルコール）</p>  <p>(8:2 FTOHの構造式)</p>	678-39-7	2-2402

	<p>(3) 炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの</p>	<p>376-27-2 3108-24-5 33496-48-9 1996-88-9 27905-45-9 等</p>	<p>2-3483 2-3502 等</p>
--	---	---	----------------------------